

鹿角市立小・中学校 学習用端末利用ガイドライン

**令和 8 年 9 月
鹿角市教育委員会**

1 趣旨

このガイドラインは、鹿角市立小・中学校児童生徒および教職員が、学習用端末（充電器、タッチペン等の付属品を含む）を正しく安全に使用し、学習の効果を高めるために、「鹿角市立小・中学校学習用端末使用方針」をもとにして定めるものとする。

2 利用の目的

授業の質の向上、学習内容の定着、および学習効果を高めることを目的として使用することとする。学校の教育課程に沿った学習や活動以外には使用しない。

3 管理と保管

① 管理責任者

各学校における管理責任者は校長とする。管理責任者は、学習用端末を適正に管理するため、端末管理者を指名し、業務を行わせる。

② 管理台帳

管理責任者は、学習用端末管理台帳を作成し、年度初めに教育委員会へ提出する。

③ 学習用端末破損・紛失等報告書

管理責任者は、学習用端末に破損・紛失等が発生したときは、速やかに学習用端末破損・紛失等報告書（様式第1号）を教育委員会に提出する。

④ 保管場所

授業の合間については、各学校で決めた場所で保管する。下校前には必ず充電用保管庫に戻す。

⑤ アップデート

端末の脆弱性を防ぐため、アップデートを徹底し、常に最新の状態を保つ。

⑥ データの整理

定期的に共有フォルダ内を確認し、不要なデータは削除して整理整頓に努める。

⑦ 学習用端末の管理にあたっては、以下の点に留意する。

- ・紛失や盗難に遭わないようにする。
- ・強い衝撃や高い圧力を加えないようにする。
- ・水分に近づけないようにする。
- ・強い磁気がある物に近づけないようにする。
- ・極度な高温もしくは低温の環境、直射日光に長時間さらされる場所などに、長時間置いたままにしないようにする。
- ・学習用端末の充電は、専用の充電器を使用する。

4 禁止事項

学習用端末をする際には、安全な利用に十分に留意する。なお、安全な利用のために、以下の行為は禁止する。禁止事項が遵守されない場合には、改善するよう指導する。指導後も改善が図らなれない場合は、学習用端末の使用を停止する。

① 学習に関係のないサイトの閲覧やアプリの利用。

② ID・パスワードを他人に教えたり、変更したりすること。

③ 個人的なメールアドレスやアカウントの使用。

④ クレジットカード情報や個人情報の入力。

⑤ ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）の利用。

- ⑥ 不正アクセス、アプリ内課金、不適切な設定変更。1
⑦ 情報モラルに反する行為（誹謗中傷、プライバシー・個人情報・著作権の侵害等）。

5 校外への持ち出し

教育活動において特別な事情（校外学習・校外行事、持ち帰りによる学習等）がある場合は、管理責任者の許可を得た上で、学習用端末を校外へ持ち出すことができる。

6 学習用端末の家庭への持ち帰り

児童生徒は、学習に利用することを目的に家庭へ持ち帰ることができる。学習用端末を家庭へ持ち帰って利用する場合は「4 禁止事項」に記載されている事項に加えて、以下の事項に留意する。

- ① 学級担任等の教職員に無断で持ち帰ることはしない。
- ② 他者との貸し借りをしない。
- ③ 使用場所は自宅のみとする。
- ④ 使用時間は、小学生は朝6時から夜9時まで、中学生は朝6時から夜10時までとする。

7 障害・事故等の発生時の対応

以下のような障害や事故が発生した場合は、ただちに管理責任者へ報告する。

- ① 学習用端末の毀損、紛失、盗難の被害にあったとき。
※故意による毀損、紛失・盗難等の事故あるいはその他の理由で、学習用端末の全部または一部が使用できなくなった場合、使用者は教育委員会が定める相当の代価を弁償しなければならない。ただし、教育委員会が特に必要と認めたときは、相当代価の減額、または免除することができる。
- ② パスワードが他人に知られた可能性があるとき。
- ③ 学習用端末が正常に動かなくなったとき
- ④ ウイルスの侵入や、データの改ざん・不正使用の疑いがあるとき。

8 教職員による利用

① アプリのインストール

学習に有益で信頼できる無料アプリに限り、管理責任者の許可を得てインストールすることができる。

② メール

校務に関連し、学習目的に適う場合に限り、管理責任者の許可を得てGmailアドレスを利用することができる。

③ 周辺機器

許可を得て学校備品の電子黒板やプリンターに接続できるが、個人の端末を接続することは認められない。

9 児童生徒による生成AIの利用について

児童生徒が学習活動で利用する生成AIは、Google「Gemini」「Gemini Notebook」を推奨する。それ以外の生成AIについては、管理責任者の責任のもと利用させる。教職

員は児童生徒に生成A Iにはハルシネーション（※1）やバイアス（※2）等が起きやすいといった課題があることを十分に理解させた上で、利用させる。

児童生徒が学習活動で生成A Iを利用する際は、以下の事項について遵守する。

- ① 使用する生成A Iサービスの規約や必要な手続き等について、教職員が十分に確認する（※3）。
- ② 学校の教育課程に沿った学習や活動以外の目的では利用しない。
- ③ プロンプトに個人情報を入力しない。
- ④ 著作権の侵害につながるような利用をしない。
- ⑤ 生成A Iによる生成物をそのまま自己の成果物として使用しない。
- ⑥ 生成A Iによる生成物の情報について、真為を確かめる。

※1 生成A Iが事実とは異なる情報をつくり出してしまう現象

※2 考え方や判断が特定の方向に偏ること

※3 機能によっては使用できる年齢が制限されることがある

10 教職員による生成A Iの利用について

教職員が校務で利用する生成A Iは、Google「Gemini」「Gemini Notebook」（※1）、Microsoft「Copilot」（※2）を推奨する。それ以外の生成A Iについては、管理責任者の責任のもと利用する。教職員が学習用端末または校務用端末で生成A Iを利用する場合、生成A Iにはハルシネーションやバイアス等が起きやすいといった課題があることを十分に理解した上で、利用する。

教職員が校務で生成A Iを利用する際は、以下の事項について遵守する。

- ① 使用する生成A Iサービスの規約や必要な手続き等について、十分に確認する。
- ② 校務以外の目的では利用しない。
- ③ 推奨している生成A I以外を使用する場合、プロンプトに個人情報や重要性の高い情報（児童生徒の成績等）を入力しない。
- ④ 著作権の侵害につながるような利用をしない。
- ⑤ 生成A Iによる生成物をそのまま自己の成果物として使用しない。
- ⑥ 生成A Iによる生成物の情報について、真為を確かめる。

※1 Google「Gemini」「Gemini Notebook」は教育委員会より貸与されたGoogleアカウントを使用すること

※2 Microsoft「Copilot」は教育委員会より貸与されたMicrosoft365アカウントを使用すること

11 その他

- ・本ガイドラインに定められていない事項が発生した場合には、管理責任者と教育委員会との話し合いの上、対処する。
- ・本ガイドラインに付随する詳細なルールについては、各学校で制定し、運用する。
- ・各学校において、年度始めに児童生徒とともに、学習用端末を使用する際のルールについて確認する機会を設ける。

12 本ガイドラインに関連する鹿角市教育委員会からの周知文書について

- ・鹿角市立小・中学校学習用端末使用方針（令和6年4月改正）
- ・【児童生徒向け】学習用タブレット端末活用のルール ひな形（令和8年9月改訂）
- ・【児童生徒向け】自宅でのChromebook活用ルール（令和8年9月改訂）
- ・【保護者向け】学習用端末の使用に関する注意点などについて（令和8年9月改訂）